

(大分海区漁業調整委員会 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。

令和四年三月二十九日

大分海区漁業調整委員会会長 小野眞一

一 禁止区域

津久見市	保戸島地区	津久見市四浦地区	津久見市四浦地区	津久見市四浦地区	津久見市四浦地区	津久見市四浦地区	津久見市四浦地区	津久見市四浦地区	津久見市四浦地区
		から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間（沖いそも含む。）	から津久見市大字四浦との大字四浦との境界（ともうちばえ）	津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）	イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）	イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）	イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）	イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）	イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）
次のイからニまで及びイの各点を順次に	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面。ただし、保戸島と津久見市大字四浦との境界（ともうちばえ）から大分市大字佐賀関薺島東端見通し線及び同境界から佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線以西の海面を除く。	ハ 津久見市大字四浦字高浜の高浜沖防波堤北端	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島及び沖の海面を除く。）						

いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域	いそ釣りのあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域
船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域	船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域

無垢島と 同市保戸 島との間 の海 域 (スカ 漁 場)	佐伯市鶴 見地区	直線で結んだ線によつて囲まれた区域内の 海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八 分十二秒（日本測地系で北緯三十三度八 分）以南の海面。ただし、津久見市保戸島 (高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に 至る間の諸島を含む。) の最大高潮時海岸 線から七百メートルの距離の線以内の海面 を除く。
	一 佐伯市鶴見梶寄 大瀬から佐伯市鶴 見と同市米水津と の境界に至る間 (沖いそも含む。) 二 佐伯市鶴見梶寄 浦地蔵崎先端から 同市鶴見丹賀浦女 郎埼先端に至る間 (沖いそも含む。)	イ 津久見市沖無垢島東端 ロ 津久見市保戸島高甲岩灯台 ハ 津久見市大字四浦間元鼻 ニ 津久見市地無垢島西端
注 大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第三十四条の表の第五号 及び第四十条に掲げる区域を除く。	1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ 線と最大高潮時海岸線によつて囲まれ た海面 2 宇戸島の頂上から真方位零度の線 と、同島頂上から高手島西端見通し線 との間ににおける、佐伯市鶴見内（高 手島及び小間島を除く。) の最大高潮時 海岸線から千メートルの距離の線以内 の海面 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千 メートルの円で囲まれた海面	
二 禁止期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで		